

ささ くらしを支えるパートナー

せいねんこうけんせいど にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
成年後見制度・日常生活自立支援事業



しんぱい
こんな心配は
ありませんか？

- じぶん かね 自分のお金をうまく管理できない かんり
- つうちょう たびたび通帳をなくしてしまう
- きんゆうきかん こうけんにん とりひ 金融機関から「後見人でないと取引でき
きません」と言われた
- とち う しせつ はい 土地を売って施設に入りたいが、にんちしょう 認知症
や障がいなどで手続きできない



しんぱい あんない
このような心配にそなえるしくみのご案内です

そうだん とみおかしやくしょ
ご相談は 富岡市役所へ

☎ 0274-62-1511

ふくしか こうれいかいごか
(福祉課・高齢介護課)



フローでわかる！

判断力に心配のある方の権利を守る制度

1 さっそくチェック

スタート

認知症や障害等で
今、お金や財産の
管理に困っている

はい

自分の名前を書ける・
資産の管理を頼みたいと
言える

いいえ

法定後見制度へ
(主に後見類型)

いいえ

将来の資産管理などに
心配がある

はい

預貯金のほかに、資産の
処分や管理・契約などを
頼みたい

いいえ

日常生活自立
支援事業へ

いいえ

まわりのかたとの話し
あいを続けましょう

はい

任意後見制度へ

はい

法定後見制度へ
(主に保佐・補助類型)

日常生活自立支援事業

2 日常生活自立支援事業

認知症や障害等により判断能力が不十分な方が、自立して安心した地域生活が送れるように、通帳など大事な書類の管理や福祉サービスの利用、生活に必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

▶ 利用できる方

通帳の管理や福祉サービスの利用などに手伝いが必要な人のうち、以下のことができる人

- 買い物など日常的なお金の管理ができる
- 自分の氏名を書ける(ひらがなでもよい)
- 通帳を預かってもらう、お金をおろしてもらうことに合意できる

▶ 手続き方法

市町村の社会福祉協議会へ相談
とみおかししゃかいふくしきょうぎかい
富岡市社会福祉協議会

(富岡市富岡 1439 番地 1 0274-70-2232)

▶ 費用

相談、計画作成無料

契約後は1時間1,200円

(低所得者には助成あり。)





将来、認知症や障害等により判断能力が不十分になった場合に、手伝ってほしい財産管理や生活・療養に関する事務と、その事務をひきうける人（任意後見人）を、事前の契約によって自分で決めておく制度です。

▶ 利用できる方

- 任意後見契約の趣旨を理解ができる人
- 将来、預貯金、不動産の管理処分、医療介護に関する契約事務などを頼みたい人

▶ 決めること

- 将来やってもらいたい事務の内容
- やってもらう人（信頼できる個人や法人。複数でも可）
- 後見人へ報酬を払う場合には、その報酬額

▶ 手続き方法

利用したい人と後見人になる人が、公証役場へ一緒に行き、契約します。（有料で出張可能）

▶ 必要なもの

- 本人：実印、印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票
 後見人になる人：実印、印鑑登録証明書、住民票

▶ 費用

関連諸経費を含めて 30,000円程度（必要書類の枚数や人数による。）

▶ 仕事の開始

実際に本人の判断能力が不十分になり各種取引が難しくなった時から。後見人が仕事を始めるには、「任意後見監督人」を選んでもらう必要があります。本人や後見人になる人、親族などが家庭裁判所へ申立てます。

▶ 開始後の費用

◆ 任意後見人への報酬

あらかじめ決めてある場合は報酬を支払います。

◆ 任意後見監督人

報酬が発生する場合、金額は家庭裁判所が決めます。



本人のためにおこなわれた事務の経費は本人が負担します。

認知症や障害等により判断能力が不十分になった人の、財産管理や必要な手続きを手伝ってもらう制度です。ご本人の判断能力の程度などにより後見・保佐・補助の3つの類型に分かれており、家庭裁判所が決定します。

▶ 利用できる方

- 判断能力が不十分な人で、以下のことを頼みたい人
- 財産の管理や処分、賃貸契約、医療や福祉・介護の手続き、消費者被害など高額な契約の取消し等

▶ 考えること

- ◆ 申立て手続きを行う人
本人・四親等内の親族・市長など
- ◆ 後見人等※の候補者
候補者が必ず後見人等になるとは限りません。候補者がいなくても手続きできます。
- ◆ 保佐・補助申立ての場合、保佐人・補助人にやってもらいたい事務の内容。

▶ 手続き方法

本人や四親等内の親族などが家庭裁判所へ必要書類（別紙参照）を提出します。

▶ 申立費用

1万数千円程度で類型により費用は前後する場合があります。別途、鑑定費用として5～10万円程度かかることがあります。

▶ 後見人等がついたあとの費用

- ◆ 法定後見人等への報酬
おこなった仕事等の内容により家庭裁判所が決めます。
- ◆ 後見（保佐・補助）監督人への報酬
監督人がついた場合、報酬は家庭裁判所が決めます。

※後見人等とは 家庭裁判所が決定する後見人・保佐人・補助人のこと。





りょう ひと たの 利用をやめたい・ほかの人に頼みたいときには



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業をやめたい

- ▶ 契約した社会福祉協議会へ解約申請を行います。

にんいこうけんせいど

任意後見制度をやめたい

任意後見契約は場合によって解除することができます。解除する時期によって方法が異なります。

- ▶ 任意後見監督人の選任前（判断能力が不十分になる前）

公証人に依頼し、解除の手続きを行います。

- ▶ 任意後見監督人の選任後（判断能力が不十分な状態）

取消しには家庭裁判所の許可が必要です。

ほうていこうけんせいど

法定後見制度をやめたい

- ▶ 後見人等をほかの人にかえたい（今ついている後見人等の解任）

財産を横領した、必要な事務手続きをしてくれないなど、現在ついている後見人等が不適合であることを記入し、家庭裁判所へ解任申立てをおこないます。解任の判断や、次の後見人等の選任は家庭裁判所がおこないます。

- ▶ 判断能力が回復したため後見人等がいなくなった（後見人等の決定の取消し）

後見人等が不要になった場合には、医師の診断書をそえて家庭裁判所へ「後見（保佐・補助）開始の審判の取消しの申立て」をおこないます。回復していない場合は取り消すことができません。

かんけいきかん しょうかい 関係機関のご紹介



とみおかししゃかいふくしきょうぎかい
富岡市社会福祉協議会

☎ 0274-70-2232

FAX 0274-62-6223

とみおかこうしょうやくば
富岡公証役場

☎ 0274-64-1075

FAX 0274-64-8341

まえばしかていさいばんしよ こうけんがかり
前橋家庭裁判所 後見係

☎ 027-231-4275（代表） FAX 027-237-0771（直通）

まえばしかていさいばんしよ たかさきしぶ こうけんがかり
前橋家庭裁判所 高崎支部 後見係

☎ 027-322-3622（直通） FAX 027-327-1467（直通）

※後見等開始の審判の申立ては、後見等を受けたい本人のお住いの地域にある家庭裁判所へ行います

とみおかし かた まえばしかていさいばんしよ たかさきしぶ もう た
富岡市の方は前橋家庭裁判所 高崎支部へ申し立てます。



このパンフレットについてのお問合せ

とみおかし けんこうふくしぶ ふくしか こうれいかいごか
富岡市 健康福祉部 (福祉課・高齢介護課)

〒370-2392 富岡市富岡 1460 番地 1

☎ 0274-62-1511 FAX 0274-64-1294



もうした ひつよう しよるい まえぼしかていさいばんしよおよ かくしぶ こうけん
 申立てに必要な書類は、前橋家庭裁判所及び各支部でもらえます。また、後見ポータルサイ
 ト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

しよるい つく かた ばあ
 書類の作り方がわからない場合には、

とみおかしやくしよ ふくしか こうれいかいごか そうだん
 富岡市役所（福祉課・高齢介護課） ☎62-1511 へご相談ください。



7,13 は後見人等になる予定の方（候補者）に準備を依頼しましょう。

3 は、担当の相談員やケアマネジャーに作ってもらいます。

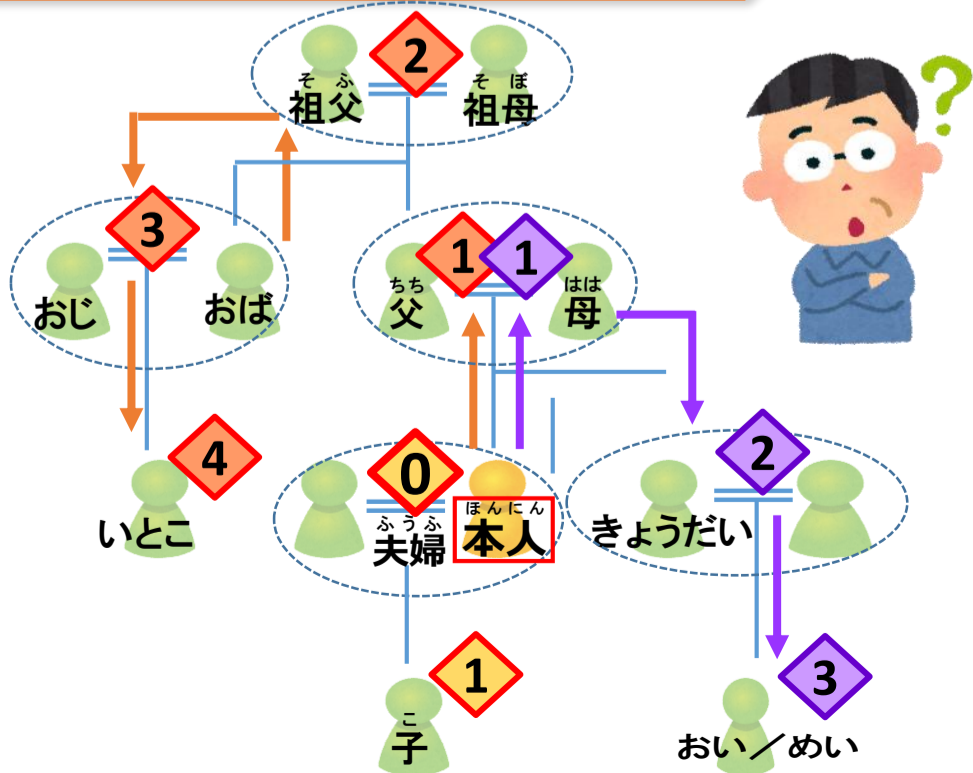
1	もうしたてしよ 申立書	もうしたてにん ほんにん きほんてき じょうほう もうした りゆう か 申立人と本人の基本的な情報や申立てをおこなう理由などを書きます。
2	ほんにん しんだんしよ げんぼん 本人の診断書の原本	しんだんしよ ほんにん しんさつ いし そうだん 診断書については、本人のことをよく診察している医師に相談します。 もうした ひ げつ い ない さくせい のぞ 申立ての日から3か月以内に作成されたものが望ましいです。
3	ほんにんじょうほう 本人情報シートの写し	ふくしかんけいしゃ しえん う ばあ 福祉関係者の支援を受けている場合、ケアマネジャーやケースワーカーなどに にんい きにゅう しよるい しんだんしよ か いし げんぼん わた うつ 任意で記入してもらおう書類です。診断書を書いてもらう医師へ原本を渡し、写 しを提出します。
4	しょうがいしゃてちょうとう うつ 障害者手帳等の写し	(お持ちの方)
5	ほんにん こせきとうほん げんぼん 本人の戸籍謄本の原本	もうした ひ げつ い ない 申立ての日から3か月以内のもの
6	ほんにん じゅうみんひょう 本人の住民票または こせきふひょう げんぼん 戸籍附票の原本	もうした ひ げつ い ない 申立ての日から3か月以内のもの
7	こうほしゃ ばあ (候補者がいる場合) こうけんにとんこうほしゃ じゅうみんひょう 後見人等候補者の住民票 またはこせきふひょう げんぼん または戸籍附票の原本	もうした ひ げつ い ない 申立ての日から3か月以内のもの
8	ほんにん どうき 本人の登記されていない ことしよめい ことの証明	ほんにん せいねんこうけんにとん しょうめい 本人に成年後見人等がついていないことを証明するものです。 ほうむきよく ちほうほうむきよく しゅとく ぐんまけんない まえぼしちほうほうむきよく 法務局または地方法務局で取得できます。群馬県内では前橋地方法務局 まえぼししおてまち ちょうめ でんわ (前橋市大手町2丁目3-1 電話027-221-4466) で取得します。郵送での取得 とうきょうほうむきよく う つ は東京法務局のみ受け付けしています。
9	もうしたてじじょうせつめいしよ 申立事情説明書	ほんにん いま じょうきょう かんたん けいれき こうけんにとん たの ほんにん しんぞく 本人の今の状況や簡単な経歴、後見人等に頼みたいこと、本人や親族の もうした かん いこう はんい か 申立てに関する意向などをわかる範囲で書きます。
10	ねんかんしゅうしよていひょう 年間収支予定表	ほんにん しゅうしよてい はんい か 本人の収支予定をわかる範囲で書きます。
11	ざいさんちろく 財産目録	ほんにん ざいさん はんい か 本人の財産をわかる範囲で書きます。
12	ほんにん ざいさんおよびしゅうし 本人の財産及び収支に かん しりょう 関する資料	きちょう つうちょう うつ しせつ りょうしゅうしやう うつ ねんかんしゅうしよていひょう 記帳された通帳の写し、施設からの領収証の写しなど、年間収支予定表や ざいさんちろく きにゅう ないよう かん ほじょしりょう 財産目録に記入した内容に関する補助資料です。
13	こうほしゃ ばあ (候補者がいる場合のみ) こうけんにとんこうほしゃじじょうせつめいしよ 後見人等候補者事情説明書	こうほしゃ けいれき しさん けんこうじょうたい こうけんにとん ぎょうむ たい いこう けいかく 候補者の経歴や資産、健康状態、後見人等の業務に対する意向や計画など か を書きます。
14	しんぞくかんけいず 親族関係図	ほんにん しんぞくかんけいず はんい か 本人の親族関係図をわかる範囲で書きます。
15	しんぞくどういしよ 親族同意書	ほんにん しんぞく ほんにん ざいさん そうぞく かのうせい ひと すいていそうぞくにん 本人の親族のうち、本人の財産を相続する可能性のある人(推定相続人 もうした とうい といます。)に、申立てをおこなうことや候補者に関する同意をもら しよるい った書類

認知症の進行 (右に行くほど進行している状態です)

	自立	認知症の疑い	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常的に手助け・介護が必要	常に介護が必要
本人の様子		<ul style="list-style-type: none"> 物忘れが増えるが自覚あり 計算や漢字のミスが増える 	<ul style="list-style-type: none"> 同じ事を何度も聞く 物や人の名前が出てこない 置き忘れやしまい忘れが増える 料理や買い物、金銭管理などが難しくなってくる 薬の飲み忘れ 	<ul style="list-style-type: none"> 「物を盗られた。」などの発言をする 洋服の着替えがうまくできなくなる 家までの帰り道が分からなくなる 書字、読字が苦手になる 	<ul style="list-style-type: none"> 誰かの介助がないと日常生活が困難 車いすやベッド上での生活が長くなってくる 家族の顔が分からなくなる 言葉が少なくなる
相談	近隣住民 民生委員	かかりつけ医	地域包括支援センター	ケアマネジャー	
介護予防 悪化予防	いきいき健康教室等 シルククラブ	ふれあいの居場所 認知症カフェ	通所介護		
安否確認 見守り	近隣住民 民生委員	配食サービス	安心ネットワーク	緊急通報システム	高齢者見守り事業 (GPS貸出)
生活支援	シルバー人材センター	地域ボランティア	配食サービス	訪問介護	
もしもの時		日常生活自立支援事業、消費生活相談	成年後見制度		
医療	かかりつけ医 歯科医 薬局	認知症疾患医療センター	訪問診療 訪問歯科診療 訪問看護	認知症初期集中支援チーム	
介護	訪問介護 通所介護 通所リハビリ 等	訪問看護 訪問リハビリ	短期入所生活介護 等	住宅改修 福祉用具貸与 特定福祉用具購入	
住まい	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 等	ケアハウス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	

よんしんとうない しんぞく
四親等内の親族ってどこまで？

よんしんとうない しんぞく せいねんこうけんとうかいし しんぼん もうした
四親等内の親族は成年後見等開始の審判の申立てができます。



いとこ

よんしんとう
◆◆◆ 四親等

ほんにんふうふ ちち はは あ いっしんとう
本人夫婦は0となり、父・母に上がり一親等、さらに祖父・祖母に上がり二親等、そこからおじ・おばへ下りて三親等、いとこへ下りて四親等になります

おい・めい

さんしんとう
◆◆◆ 三親等

ほんにんふうふ ちち はは あ いっしんとう
本人夫婦は0となり、父・母に上がり一親等、そこからきょうだいへ下りて二親等、おい・めいへ下りて三親等になります。